

売買の区分の変更に伴う

カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表1 売買の区分に関する表				別表1 売買の区分に関する表			
第一階層	第二階層	第三階層	概要	第一階層	第二階層	第三階層	概要
制度	大分類	小分類		制度	大分類	小分類	
J-クレジット	(略)			J-クレジット	(略)		
	再生可能エネルギー（電力）	(指 定し ない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「 <u>バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替</u> 」の方法論を除く。）のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数であるものからなる区分をいう。		再生可能エネルギー（電力）	(指 定し ない)	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたJ-クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（MWh）のみが正の数である <u>J-クレジット</u> からなる区分をいう。

	再生可能エネルギー (電力・熱混合)	(指定しない)	<p>1 から始まる 7 桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証された J-クレジットのうちモニタリング報告書において次の各号に掲げる数値のいずれか二以上が正の数であるものからなる区分をいう。</p> <p>(1) 「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」以外の方法論のみを用いて認証された J-クレジットのうち再エネ量(電力)(MWh)</p> <p>(2) 「バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論のみを用いて認証された J-クレジットのうち再エネ量(電力)(MWh)</p> <p>(3) 再エネ量(熱)(GJ)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>		再生可能エネルギー (電力及び熱混合)	(指定しない)	<p>1 から始まる 7 桁のクレジット認証番号をもち、J-クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証された J-クレジットのうち再エネ量(電力)(MWh)及び再エネ量(熱)(GJ)のいずれも正の数である J-クレジットからなる区分をいう。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	-----------------------	---------	---	--	------------------------	---------	---

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月8日に施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年4月8日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。